

社会福祉士修学資金 卒業後の提出書類について

皆さん（以下「修学生」「借受人」といいます。）は、福岡県社会福祉協議会（以下「本会」といいます。）と修学資金の貸借契約を結び、修学資金を借りて、社会福祉士養成施設を御卒業されました。

本来であれば、卒業した翌月から返還が始まりますが、修学資金のルール（貸付規程・貸付規程細則）にある^{へんかんゆうよ}返還猶予の条件に当てはまる場合は、一定期間、返還が猶予（保留）されます。

たとえば、社会福祉士資格取得（登録）後、今年 4 月に福岡県内において相談援助業務で従事される方は、返還免除となるまでの 5 年間についての返還猶予申請書類を、今年 4 月 30 日までに本会に提出する必要があります。

（社会福祉士資格登録証が届かず、4 月 30 日に間に合わない場合は、本会に連絡のうえ、資格登録証が届き次第提出してください。）

なお、5 年間の返還猶予が決まった場合は、その翌年から、毎年 4 月に本会に従事状況を報告（「現況届」を提出）する必要があります。

また、返還免除の条件を満たした場合は、免除申請（当然免除申請）も必要となります。

このほか、休職や退職により従事状況が変わった場合や、住所や氏名等の変更があった場合は、15 日以内に、指定された書類を提出することも必要です。

修学資金は「貸付金」であり、決められた期限内に書類を提出しなければ返還になる可能性もあります。

こちらの資料や「提出書類一覧」等を読んでいただき、忘れずに手続きいただきますようお願いします。

不明な点等ございましたら、下記あてお問い合わせください。

【書類提出・問い合わせ先】

〒816-0804 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ東棟 2 階

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 福祉人材センター 社会福祉士修学資金貸付係

TEL 092-915-7055（9：00～17：00／月曜休館）

メール kaigo-s@fuku-shakyo.jp

1 修学資金の主なルール

契約年度の貸付規程・貸付規程細則に基づき取り扱います。

①契約終了（返還免除、返還完了）するまでは、本会に毎年（随時）書類の提出が必要です。

- ・修学生番号（「貸付番号」ともいう）、貸付期間、貸付金額、返還猶予期間、免除申請する時期は忘れないこと（契約書やこれまでの通知で確認）。
- ・この書類や「提出書類一覧表」は、契約書等と一緒に大切に保管しておくこと。
- ・「提出書類一覧表」で、自分にあった状況の欄を確認し、期限までに提出すること。
- ・在職証明書や現況届等、従事先等をお願いしなければならない書類もあるため、早めに準備すること。
- ・提出する前には、書類に不足や不備がないか必ず確認すること。

②「返還免除対象業務」とは

次の介護業務、相談援助業務、施設長業務です。

- ・昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種もしくは別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務
- ※社会福祉・振興試験センターのホームページに、受験資格に係る業務の範囲が掲載されていますので、参考にしてください。

③返還猶予（返還の保留）

審査があります。

【条 件】

・社会福祉士資格を取得（登録）し、福岡県内で返還免除対象業務に従事している場合

社会福祉士としての従事開始から 5 年間（過疎地域、中高年離職者は 3 年間）についての返還猶予申請が可能。

※雇用形態は問わない。

※国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等で業務従事する場合は全国の区域。

※届出た従事先で、継続して 5 年間（過疎地域、中高年離職者は 3 年間）従事することを前提に適用

※届出た従事先を退職し、退職した翌月から福岡県内で返還免除対象業務に再従事した場合は、従事した期間を累計で計算する。ただし、返還猶予の再申請（従事先変更申請）が必要。

※法人における人事異動により、借受人の意思によらず、県外で返還免除対象業務に従事した期間は、免除対象期間として計算する。

※届出た従事先で在職中、休職（産休・育休・病休など）する場合は、休職開始時と復職時に届出が必要。復職時には、返還猶予の延長申請をすること。

・社会福祉士資格を取得（登録）したが就職が決まっておらず、返還免除対象業務への求職活動中である場合

卒業後、1 年以内に福岡県内で返還免除対象業務に従事することを前提に、卒業後、1 年間（卒業した翌年度末まで）について猶予申請が可能。

※卒業後、1 年以内に福岡県内で返還免除対象業務に従事しなかった場合は返還

・卒業年度に国家試験に不合格であり、翌年度も受験する意図がある場合

翌年度も受験することを前提に、卒業した翌年度末までの1年間について猶予申請が可能。

※翌年度も不合格であった方については、翌々年度も受験する場合は、同様の扱い。以降も同じ。

※受験しなかった場合は返還（やむを得ない事由により受験できなかった場合を除く）

・他の養成施設（介護福祉士養成施設）に進学する場合

※進学先の養成施設に在学している間についての返還猶予申請が可能。

・借受人に、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合

※医師の診断書等にもとづき、復帰するまでの期間について返還猶予申請が可能。

④貸付金の当然免除

審査があります。

【条 件】 全てをみtasこと

- ・社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士の資格を登録し、福岡県内で返還免除対象業務に従事し、
- ・社会福祉士として5年間（過疎地域、中高年離職者は3年間）継続して、福岡県内で返還免除対象業務に従事した場合

「5年」在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
「3年」在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上

※雇用形態は問わない

※国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等で業務従事する場合は全国の区域。

⑤貸付金の返還

次の場合は、事由が生じた月の翌月から数えて、貸付を受けた期間の2倍の期間以内に、一括・半年賦・月賦のいずれかで返還をしなければなりません。

ただし、経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が難しいと本会が認めた場合は、4倍の期間以内での返還となります。

【返還となる場合】

- ・貸付契約が解除されたとき。
- ・社会福祉士養成施設を卒業後、1年以内に社会福祉士資格を登録せず、又は県の区域内で返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ・県の区域内で返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ・県の区域内で、返還免除対象業務に継続して従事しなかったとき。
- ・（返還免除対象）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により、（返還免除対象）業務に従事できなくなったとき。

例）1年6カ月間で1,300,000円を借りた方が、月賦で支払う場合

原則 36回払い（貸付期間の2倍） → 36,000円×35回、40,000円×1回

最長 72回払い（貸付期間の4倍） → 18,000円×71回、22,000円×1回

※返還開始のための書類提出が必要。

※本会指定口座への振込とする（口座引き落とし不可。半年賦・月賦の方は、25 日まで
に振込むこと）。

※返還期限を過ぎても返還が完了しない場合は、残金に対して年 3%の延滞利子が日割
りで発生。

※原則、貸付金全額が返還となる。ただし、貸付金の一部が免除となった場合は、残額
を返還。

※連帯保証人も借受人と同様に、債務返還の義務がある。

⑥貸付金が一括返還請求される場合

- ・貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- ・償還金又はこれに係る利息の支払いを怠ったとき。
- ・虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき。
- ・貸付規程の規定または修学資金の条項に違反し、又は本会の指示に従わなかったとき。

⑦貸付金の裁量免除

審査があります。一律に適用されるものではありません。

- ・借受人が死亡し、又は障がいにより貸付額を返還することができなくなったとき。
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。
※相続人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難など、本会が真にやむをえな
いと判断した場合に限ります。
- ・貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき。
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。
※本人の責めにより免職された者、特別な事情がなく恣意的な退職と本会が判断する場
合は適用しない。

2 福岡県の過疎関係市町村

過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎市町村、過疎地域とみなされる市町村、離島及
び中山間地域等は、一覧を HP に掲載していますのでご確認ください。

3 書類の提出時期と内容

- ・「提出書類一覧表」で御自身の状況に応じた書類を提出してください。
- ・様式は、福岡県社会福祉協議会ホームページからダウンロードして御使用ください。
- ・提出前に、書類の不備や不足がないか必ず確認ください。
- ・本会から確認の電話をすることがあります。着信があった際は、折返しの御協力をお願い
します。

【検索方法】

「福岡県社会福祉協議会」又は「ふくふくネット」で検索



「県民のみなさまへ」



「資金の貸付」→「介護・福祉人材を応援する貸付金」

（介護福祉士等修学資金貸付について）を選択

【お知らせ】

上記ホームページでは、以下も掲載しますので、御確認下さい。

令和5年度以降の契約者（修学生番号が「23」「24」から始まる方）は、貸付規程（令和5年6月改正）と貸付規程細則（令和3年6月改正）が適用されます。